

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 10 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の公布について（周知）

平素より、児童福祉行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）については、その施行に向けて、関連法令として、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和 7 年内閣府・文部科学省令第 2 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和 7 年内閣府・文部科学省告示第 1 号）が本日公布され、10 月 1 日から施行される予定です。本府令等の詳細につきましては、別添をご参照ください。

各都道府県ご担当者様におかれましては、管内の市区町村（指定都市、中核市を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令について（概要）

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。
- 改正法の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 改正法において、地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、以下の基準において、保育所等の各施設等に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとする等の改正を行う。
 - ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
 - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
 - ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
 - ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
 - ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
 - ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）
 - ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）において、特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 児童福祉法第12条の4第3項、第21条の5の19第3項、第24条の12第3項、第34条の8の2第2項、第34条の16第2項、第45条第2項
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第3項及び第46条第3項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年9月10日
- 施行期日：令和7年10月1日

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令について（概要）

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設した。
幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）において、保育所と同様の通報義務等の仕組みを設けたところ。
また、改正法においては、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。
- 改正法の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、改正後の認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。
- 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に含まれる副園長及び教頭については、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士登録を受けた者としてしているところ、地域限定保育士制度の一般制度化に伴い幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、改正後の児童福祉法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を受けた者も保育士登録を受けた者として計上することとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 認定こども園法第13条第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年9月10日
- 施行期日：令和7年10月1日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件について（概要）

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設した。
幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）において、保育所と同様の通報義務等の仕組みを設けたところ。
また、改正法においては、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。
- 改正法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあっては、改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないとされているところ、この保育士について、地域限定保育士も追加することとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 認定こども園法第3条第2項及び第4項

4. 施行期日等

- 告示日：令和7年9月10日
- 施行期日：令和7年10月1日

○内閣府令第八十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月十日

内閣総理大臣 石破 茂

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後 改 正 前

（虐待等の禁止）
 第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（虐待等の禁止）
 第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第二十一条 〔略〕

第二十一条 〔同上〕

〔255 略〕

〔255 同上〕

6 看護師は、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内にある乳児院にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

6 看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

7 〔略〕

7 〔同上〕

（母子支援員の資格）

（母子支援員の資格）

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 〔略〕
- 二 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。）の資格を有する者
- 〔三〇五 略〕

- 一 〔同上〕
- 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。）の資格を有する者
- 〔三〇五 同上〕

（職員）

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 〔略〕

2 〔同上〕

第三十八条 [職員の略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 [略]
- 二 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

[三〇六 略]

[職員]

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六條において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

[二〇七 略]

[職員]

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

[二一五 略]

[職員]

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

[二一七 略]

[職員]

第六十三条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三項において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療

第三十八条 [職員の略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 [同上]
- 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

[三〇六 同上]

[職員]

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六條において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

[二〇七 同上]

[職員]

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

[二一五 同上]

[職員]

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

[二一七 同上]

[職員]

第六十三条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰

的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

〔一〇五 略〕

〔二〇五 略〕

第七十三条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

〔二〇六 略〕

第八十三条 児童生活支援員の資格

一 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童自立支援施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第二条 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

第六条 (虐待等の禁止)

里親は、委託児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

改 正 前

第六条 (虐待等の禁止)

里親は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

第五条 (従業者の員数)

指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又

改 正 前

第五条 (従業者の員数)

指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定す

吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

〔一〇五 同上〕

〔二〇五 同上〕

第七十三条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

〔二〇六 同上〕

第八十三条 児童生活支援員の資格

一 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

〔二〇三 同上〕

は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内に係る指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）以下この条において同じ。指定児童発達支援の単位」とその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

二 「イ・ロ 略」

〔259 略〕

第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

一 「同上」

二 児童指導員及び保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

〔イ・ロ 略〕
〔三〇五 略〕

〔259 略〕

（従業者の員数）

第五十四条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）基準該当児童発達支援の単位」とその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

二 「イ・ロ 略」

〔2・3 略〕

る事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）指定児童発達支援の単位」とその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

「イ・ロ 同上」

〔259 同上〕

第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

一 「同上」

二 児童指導員及び保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

〔イ・ロ 同上〕
〔三〇五 同上〕

〔259 同上〕

（従業者の員数）

第五十四条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）基準該当児童発達支援の単位」とその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

「イ・ロ 同上」

〔2・3 同上〕

〔従業者の員数〕
第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

二 「イ・ロ 略」

〔258 略〕

〔従業者の員数〕

第七十一条の三 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

二 「イ・ロ 略」

〔従業者の員数〕

第七十一条の八 「略」

- 2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならぬ。

3 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔従業者の員数〕
第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

二 「同上」

〔258 同上〕

〔従業者の員数〕

第七十一条の三 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

二 「同上」

〔従業者の員数〕

第七十一条の八 「同上」

- 2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならぬ。

3 「同上」

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士(法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(第五十二条第一項第二号において「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号、以下この号において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号、以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域(第五十二条第一項第二号において「事業実施区域」という。)内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士(同号において「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(同号において「国家戦略特別区域限定保育士」という。)以下この号において同じ。)</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>〔四〜六 略〕</p> <p>〔2〜4 略〕</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第四十二条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 児童指導員及び保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>〔三〜五 略〕</p> <p>〔2〜4 略〕</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号、以下「特区法」という。)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>〔四〜六 同上〕</p> <p>〔2〜4 同上〕</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第四十二条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 児童指導員及び保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>〔三〜五 同上〕</p> <p>〔2〜4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正)
 第五条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三條の十第一項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第二十七條の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第二十八條第二項において準用する認定こども園法第二十七條の二第一項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第六条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三條の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p> <p>第二十三条 [略]</p> <p>2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(法第十八條の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。)附則第十二條の規定による改正前の特区法(以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二條の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域(以下「事業実施区域」という。)内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八條の二十九に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二條の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)(又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。)</p> <p>3 [一・二 略]</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p> <p>第二十三条 [同上]</p> <p>2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(特区法第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>3 [一・二 同上]</p>

(職員)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型)にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 略]

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型)にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 略]

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所)にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 略]

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業(利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という)には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所)にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(職員)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 同上]

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(特区法第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 同上]

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(特区法第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 同上]

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業(利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という)には、保育士(特区法第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

[2・3 同上]

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第七条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員) 第十条 「略」 2 「略」 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 一 保育士(法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。))第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者 「二〇十 略」 「4・5 略」 (虐待等の禁止) 第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員) 第十条 「同上」 2 「同上」 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者 「二〇十 同上」 「4・5 同上」 (虐待等の禁止) 第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。
 (一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第八条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和六年内閣府令第二十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止) 第十三条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第十八条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。))附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平</p>	<p>(虐待等の禁止) 第十三条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第十八条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)をいう。次項において同じ。)、心理療担当</p>

成二十五年法律第七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある一時保護施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法定当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を在所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を在所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を在所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を在所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

[2・3 略]

[2・3 同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）
第九条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
		<p>（虐待等の防止）</p> <p>第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>（虐待等の防止）</p> <p>第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>
			<p>[2・3 同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この府令は、令和七年十月一日から施行する。

○内閣府令第二号
○文部科学省令第二号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。
令和七年九月十日
内閣総理大臣 石破 茂
文部科学大臣 阿部 俊子

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の二、第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九号、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第三条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第九条の二、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第五条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2</p>	<p>[略]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[略]</p>	<p>[4・5 略]</p> <p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)</p> <p>第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七條の二、第九條、第九條の三、第十一條(第四項ただし書を除く)、第十四條の二、第十四條の三第一項、第三項及び第四項、第三十二條第八號、第三十二條の二(後段を除く)並びに第三十六條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八條の十八第三項に規定する保育士登録(同法第十八條の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)以下この一において「改正法」という。)附則第十二條の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十二條の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八條の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八條の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五條第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>〔二〕四 略</p>						
<p>この命令は、令和七年十月一日から施行する。</p>	<p>2</p>	<p>[同上]</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1164 446 1400"> <p>第九條の二</p> </td> <td data-bbox="343 1400 446 1713"> <p>入所中の児童</p> </td> <td data-bbox="343 1713 446 2038"> <p>園児</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1164 497 1400"> <p>当該児童</p> </td> <td data-bbox="446 1400 497 1713"> <p>当該園児</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>第九條の二</p>	<p>入所中の児童</p>	<p>園児</p>	<p>当該児童</p>	<p>当該園児</p>		<p>[4・5 同上]</p> <p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)</p> <p>第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七條の二、第九條から第九條の三まで、第十一條(第四項ただし書を除く)、第十四條の二、第十四條の三第一項、第三項及び第四項、第三十二條第八號、第三十二條の二(後段を除く)並びに第三十六條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八條の十八第一項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>〔二〕四 同上</p>
<p>第九條の二</p>	<p>入所中の児童</p>	<p>園児</p>								
<p>当該児童</p>	<p>当該園児</p>									

この命令は、令和七年十月一日から施行する。

附則

○内閣府 告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、
令和七年十月一日から適用する。
令和七年九月十日
内閣総理大臣 石破 茂
文部科学大臣 阿部 俊子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前	
	<p>第三 職員資格</p> <p>一 第二の一により認定子ども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定子ども園が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この一において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある場合にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>第五 教育及び保育の内容</p> <p>〔略〕</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 日々の教育及び保育の指導における留意点</p> <p>〔略〕</p> <p>〔一〇七 略〕</p> <p>八 認定子ども園の職員は、当該認定子ども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定子ども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>九 〔略〕</p> <p>六 〔略〕</p>	<p>第三 職員資格</p> <p>一 第二の一により認定子ども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定子ども園が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>第五 教育及び保育の内容</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 日々の教育及び保育の指導における留意点</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 認定子ども園の職員は、当該認定子ども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p>	
備考	表中の「」の記載は注記である。		